

令和7年度 第11回春日市教育委員会定例会 議事録

1 開会及び閉会に関する事項

- ① 日 時 令和8年2月19日(木)
開会 午前10時00分
閉会 午前11時00分
- ② 場 所 春日市役所 大会議室

2 出席委員の氏名

教 育 長	扇 弘 行
委 員	安 本 誠 一
委 員	奥 田 大 輔
委 員	足 達 好 子
委 員	黒 岩 眞 理 子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教 育 部 長	武 末 竜 久
教育総務課長	濱 田 佳 寿 美
学校教育課長	山 下 江 利
地域教育課長	萩 原 裕 之
子ども支援課主幹	岸 川 江 津 子
教育総務課長補佐	小 嶋 健 朗
教育総務課主査	松 尾 由 香

○扇教育長

ただいまから令和7年度第11回春日市教育委員会議定例会を始めます。
本日の議事は、お手元に配付いたしております通りです。

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

安本委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

【第2 議案】

(1) 第13号議案 春日市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第13号議案、春日市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○濱田教育総務課長

2ページをご覧ください。

提案理由につきましては、児童生徒の特別支援教育に関する学びの場の審議を行う教育支援委員会において審議件数の増加等に伴い、適切な時期に必要な回数の委員会を円滑かつ安定的に開催するために、委員会開催要件等の見直しを行う必要があるためでございます。

改正の具体的内容につきまして、8ページをご覧ください。

新旧対照表になります。

改正内容として、第3条第1項は委員会の標準化に寄与するために、委員の委嘱人数の規定を追加しております。

同条第1項第2号と第3号は、現在委員会において審議対象児童生徒の説明を行っているため、事務局として整理し、削除するものです。

同項第6号の心理判定員は現在の専門職に名称を改めるものです。

第3条第2項、第4項、第5号については、特別の事情が生じた場合の欠員の取り扱いとして、委員の改嘱規定と任期を明記するものです。

9ページをご覧ください。

第5条第2項については、適切な時期に適切な回数の委員会を安定的に開催するために、会議開催の定足数と委員会への代理人出席を明記するものです。

説明は以上になります。

○安本教育委員

4ページにカラーで書いてあるところなんですけど、30人以内の委員、この1番、2番、括弧書きの、それぞれ今何人ずついらっしゃるかというのと、この心理専門職っていうのは具体的にどういう職種の方なのかなっていう、その2つを質問します。

○岸川子ども支援課主幹

現在の各職種の委員で選任されている人数なんですが、現在は43人任命させていただいております。

各学校長が18人で、各学校の特別支援コーディネーターが18人、指導主事が2人、指導主幹が2人で専門医または心理判定員が1人、学識経験者が1人、特別支援学校代表が1人でその他の必要を認めるものはゼロになっておりまして43人が議員となっております。

○安本教育委員

ということは30人超えてるということですか。その中から誰か選ぶってことですか。

○岸川子ども支援課主幹

これが現在の状況で、今回、改定に伴って、一部特別支援コーディネーターと、現在まだ通級指導教室の代表という部分が削除になりまして事務局扱いとなっております。

その部分が省かれて、改定後は25人を想定しております。

○安本教育委員

心理専門委員というのはどういう人ですか。

○岸川子ども支援課主幹

当市は公認心理士を今、選任させていただいております。

○扇教育長

それでは第13号議案、春日市教育支援委員会の規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって第13号議案 春日市教育支援委員会の規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第14号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に第14号議案 春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○山下学校教育課長

それでは、議案書の10ページをお開きください。

第14号議案、春日市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

提案理由です。

栄養教諭等による食に関する指導等の充実について、こちらは令和7年4月30日付で国から通知された文書を踏まえまして、栄養教諭の標準的な職務について追加改正することにより、一層の職務の明確化を図り、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにするため、所要の改正を行う必要がある。これがこの議案を提案提出する理由です。

改正内容につきまして、12ページの新旧対照表でご説明いたします。

12ページから新旧対照表でございまして、栄養教諭の諸標準職務表は15ページになります。

ちょっと見切れてるんですけども、14ページの終わりから、栄養教諭標準職務表という名称が入っております。改正前、現行と改正後が明記してあります。

この別表第1の区分のところをご覧いただきたいんですけども、区分に食育と給食管理というのがございますが、こちらについては変更はございません。

追加された区分といたしまして、主として学校の管理運営に関することが15ページから16ページにかけて追加されております。

文部科学省からの通知、栄養教諭等による食に関する指導等の充実についてによりますと、『栄養教諭は、児童の栄養の主動指導及び管理をつかさどる職として、各学校に置くことができる教職員であり、栄養教諭も他の教諭等々等々に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することが期待されることから、栄養教諭についても、学校規模、教職員の配置人

数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて具体的に校務分掌を定める必要がある』と明記されております。

これを受け、福岡県の養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容並びに職務の遂行に関する要綱の改正に準じて、今回春日市の規則も改正するものです。

説明は以上です。

○安本教育委員

栄養教諭先生ですけど、今説明があった『学校に置くことができる』っていうふうに説明がございましたけど、今春日市の状況としてこの栄養教諭さんがいらっしゃると思うんですけど、各校にいらっしゃるっていうことでしょうか。

それと、追加事項で『主として学校の管理運営に関すること』と書いてあって、関連性がちよっと見えない。意味がわからない。その2つなんですけど。

○濱田教育総務課長

県費の職員と、県費で配置されない場合は市の予算で配置しております。

栄養士としては配置しているんですけど、教諭の資格を持っている場合と持っていない場合がありますので、栄養士は必ずいるんですけども、栄養教諭として必ずいるかというところではない場合があります。

教諭がない場合には、授業としてはできないということはあるんですけども、給食の時間とかに入っているっていうことはございます。先ほどの違いというのは、実際にその栄養だけではないところにも関わっていくべきだということも文面化したっていうところになりますので、どこまで今後入っていくかっていうのはありますけれども業務上としては、そこにもう入っていけるような規則の追加になっているというふうに思っていたらと思います。

○安本教育委員

栄養教諭さんとして主として学校の管理運営に関すること。

○濱田教育総務課長

先生としての立場もあるので、栄養と関連性はないとなかなか難しいと思うんですけども、学校運営の方にも携われるというように明記を付け加えているというところですよ。

○安本教育委員

栄養教諭さんとして管理運営にも関わっていけるという、教諭標準職務表の下にあるので、この方が何かそういう専門的な追加で入ってくるのかなと。

○武末教育部長

もちろん栄養に関することでの先生としてのお仕事ということになるんですけども、教諭でありながら、栄養とかそういう給食のところだけしか役割がなかったんで、学校の規模、例えば小さい学校で先生の数が少ないところは給食だけじゃなくて他のこともやりなさいよっていう、多分教員不足の側面から来てるんじゃないのかなと、推測なんですけど、おそらくそういうことなんじゃないかなと思います。

だから明文化されてなかったんで、私は給食だけやればいいでしょって言うてる先生がもしかしたらいたかもしれないんですけど、いや、学校の他のところにも関わってくださいよといえるようになるんじゃないのかなという、推測です。

○安本教育委員

なるほど。

○足達教育委員

それでは、栄養士の資格を持っておりながら、専門は国語ですよとか、そういう方もいるという、今後はいるという、クラス担任になり得るよという、ことですかね。

○濱田教育総務課長

専門として配置されたらあくまでも栄養だと思っんですけど、栄養士で国語の先生まで持っているような方がおられるかってのはわからないですけども、配置というのは基本的には栄養教諭で配置されるので、考えにくいんじゃないかなと思います。

○扇教育長

後から免許を取る方は今増えてますでしょ。だから、割と多いのが、小学校の1種免許、或いは中学校の国語科の免許を持ちながら、養護教諭の免許を持っている人たちです。

そうなったとき、育休をとられる養護教諭がいっちゃう、その2ヶ月間を新たに講師として取るってないんですよ。どうしても1年間と。

そうしたときに国語科に養護、二種免許を持っている方がいっちゃったので、そこに講師をつけてくれと。そしたらそちらが2ヶ月間、復帰まで養護教諭として働くと隙間がない。

○足達教育委員

私が現役のときの感覚で言えばですね、その頃から栄養士は試験を受けて、免許を取って、教員になりなさいというようなのが始まったんですよ。

その時から学校における栄養指導とか給食指導っていうのが重要視されてきて、教科の中に授業をしてくださいと、栄養士のままだと補助的な授業になるけれども、栄養教諭だともう教諭ですから、主体的に授業組んでやってください、やれますというようなことだったので、そういう意味かなっていうふうにとったんですね。

小学校で担任までするとか、そこまでいってるのかなと思って今、お話聞いてびっくりしたんですよ。

○黒岩教育委員

学校運営とか学年運営というのは担任だからすることじゃなくって、学校にいる者みんなですることですよ。

学年学級、経営構想は校長が立てるけれども、それに基づいてみんなが運営していくし、その時に意見を出すのは全員です。

いろんな立場の人がいるからですね、そういう意味かなっていうふうにとったんですけど、いやもう時代は変わっていったからですね、今部長がおっしゃったように、そういうふうなクラスを持ったりもするのかなあと私にはちょっと何て言うのかな、わからないからびっくりしたんですよ。そこまで進んでるのかなあとか。

栄養教諭と一般の教諭、授業を行うっていうのはちょっと違うような、担任を持って授業を全部行うというのは違うような気がしたものだからですね。

○足達教育委員

学校の規模によって栄養教諭の方がいらないというのは、今驚いて聞いたんですが、要するに食育の授業がない学校があったということですよ。

○黒岩教育委員

担任とかがそこにゲストで呼んで、一緒にやるという形をとっている。だからそれはないと思いますよ。

私の知る限り、免許を持っている方と持っていない方では、積極性が全く違いますね。

私は免許がないからそこまではしませんという方もいらっしゃいました。

○山下学校教育課長

今ここに国が出した通知文があるんですけど、いろいろ書いてあるんですが、先ほどの担任云々のところになりますと、こういう書き方をされてます。

『食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や各種校内委員会、学校行事、地域連携、保護者PTA対応、部活動指導など、他の教師と同様に校務分掌を担うことが期待されています』というような書き方です。

○黒岩教育委員

それならわかりますよね。副担任としてとかですね、その他の公務校務はもう、まさにそうじゃないかなと思いますけど。

○扇教育長

ただでも教員不足が続いていますので、それで支援していきなさいいけないのかなと思っています。

それでは第14号議案 春日私立市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成でございます。

よって、第14号議案春日私立市立学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(3) 第15号議案 春日市共同学校事務室設置規則の一部を改正する規則の制定について

○山下学校教育課長

それでは議案書の17ページをお開きください。

第15号議案 春日市共同学校事務室設置規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由です。

春日市立学校管理運営規則の改正に伴い、文言の整理をするにあたり所要の改正を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由です。

変更内容といたしましては、18ページに記載しております通り、第4条中の別表という文言の後に、第2という文言を追記するという修正になります。

実は先ほど第14号議案で出ました春日市立学校管理運営規則の改正をする際に他の規則も見直しておりましたら、この第2が取れているということを見つけたものですので、今回議案として提出したものです。

説明は以上です。

○黒岩教育委員

春日市共同学校事務室ってなんですか。

○山下学校教育課長

学校事務員さんを各学校に配置してるところなんですけれども、それぞれの学校で1人もしくは2人しかいらっしゃらない事務員さんたちが様々な課題等を研究していくために、共同学校事務室というのを設置しております。

それも春日市内で地域を割って何個か設定したものをまた集約というのもあって、学校事務室の室長というのを各地域ごとに設けて、定期的にその財務会計事務ですとか学校運営に関する事務の情報共有とかを行っている事務室になっております。

春日市はですね、伝票処理とかも全部学校の事務員さんに行っていていただいております。

したがって、春日市の財務会計の制度とかが変わるたびに研修等々しながらスキルアップしているところですので、共同学校事務室の意味合いはすごく大きいものになっています。

○黒岩教育委員

とってもいいことだなあと思って。

事務員さん1人で新任とか、産休代替の人とかすごく大変な思いしてたので、すばらしい。

○山下学校教育課長

しかも県内で異動されるので、異動されるたびにその市町村の財務会計の制度をまた1からというか基準がちよっと市によって違ったりしますので、そういったところも大変だと私も感じております。

○扇教育長

よろしいでしょうか。

それでは第15号議案、春日市共同学校事務所設置規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって、第15号議案 春日市共同学校事務室設置規則の一部を改正する規則の制定について。全員賛成をもって可決いたしました。

(4) 第16号議案 春日市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第16号議案 春日市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○萩原地域教育課長

それでは議案の19ページをご覧ください。

第16号議案 春日市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由は、下段に記載の通り、公立の義務教育諸学校等の教員職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴いまして、学校運営協議会の承認事項である学校運営に関する基本的方針に、業務量管理、健康確保措置の実施が追加されたため、所要の規定の整備を図るものでございます。

次に改正内容についてですが、本日差替でお配りした資料の新旧対照表をご覧くださいいただけますでしょうか。

この規則の第4条に、学校運営に関する基本的な方針の承認という規定がございまして、その第1項で、学校運営協議会の承認を得なければならない事項が列挙されております。

現行は5つあるんですが、改正後はですね、第3号として1つ追加しまして、業務量管理、健康確保措置の実施に関する内容を追加する内容となっております。

学校の働き方改革をより一層推進するための取り組みの一環で、学校における実施を確保するための措置ということになっております。

説明は以上です。

○安本教育委員

19ページに、学校運営協議会の承認事項である、今回の追加ですね。

以前はもう全くなくて、校長先生が裁量で決めてたような感じなんですかね。

○萩原地域教育課長

法律上の明文規定はなかったものになりますので、今回そこが明記されて、はい。

○安本教育委員

校長先生のいわゆる、やらなくちゃいけない義務になっちゃうってこと。

○萩原地域教育課長

そうですね。

○安本教育委員

春日市で共通の、いわゆるフォーマット、チェック表みたいな、そういうのを作成されるんですか。それがもし学校ごとに変われば校長先生が変わればまた変わって、学校間で差が出てきてとか、そういう仕組みに、令和8年の4月から始まるってことですか。

どこまで進んでいるのか、お願いします。

○萩原地域教育課長

まず教育委員会が計画とかを策定する形になりますので、それを受けて学校長が判断していくと。

○安本教育委員

この2ヶ月ぐらいでこれやっちゃうってことですか。

お疲れ様、頑張ってくださいしか言えないんですけど、12小6中統一でそれをやるっていう感じになるわけですね。

○萩原地域教育課長

教育委員会サイドと学校サイドが確保するための措置をそれぞれ講じていくというのがあります。

○安本教育委員

後で検証やっってことになるんですね、法律があるからですね。

○扇教育長

それでは第16号議案、春日市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。

よって、第16号議案 春日市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(5) 第17号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

次に、第17号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。

○濱田教育総務課長

22 ページをご覧ください。第 17 号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由です。

教育委員会事務局における教育 ICT に係る分掌は 2 担当に分割されている状態であり、学校からの問い合わせ対応等の場面において支障が生じていることから、教育 ICT に係る分掌を施設計画担当に集約するとともに、学校及び関係機関等からの問い合わせ窓口を、対外的に明示するため、担当名を施設 ICT 担当に改称することから、所要の規定の整備を行う必要があるものです。

内容について、新旧対照表でご説明します。28 ページからになります。

変更点は 29 ページになります。

左側施設計画担当が名称を施設 ICT 担当に変更いたします。

それから、その ICT 担当の右側に、学校における ICT の活用に関することを追加しておりますが、これが 30 ページの一番下ですね、左側 12、学校教育課のこちらが先ほどの 29 ページに移管した形になります。

説明は以上になります。

○扇教育長

今まで 2 つに分かれたのを 1 つにするってことですね。

それでは第 17 号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてただいまより、採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成でございます。

よって、第 17 号議案 春日市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(6) 第 18 号議案 令和 8 年度エデュケーションかすがの作成について

○扇教育長

次に、18 号議案 令和 8 年度エデュケーションかすがの作成について、事務局から説明をお願いします。

○濱田教育総務課長

33 ページをお願いいたします。

第 18 号議案 令和 8 年度エデュケーションかすがの作成についてです。

提案理由です。

令和 8 年度の教育行政に係る施策及び事業の総合的計画的な推進の指針として、保護者、教職員及び自治会等に広く周知するためのリーフレットを作成するにあたり、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針について決定する必要があるためです。

エデュケーションかすがの位置付けですが、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 ヶ年計画である春日市教育振興基本計画に基づく 1 年間の単年度計画として位置付けています。

また、教育委員会の PDCA サイクルのプラン、計画に位置付け、これに基づき事業を実施し、年度終了後に点検評価を行うものです。

2 月 2 日に開催の教育委員懇談会におきまして、事前に委員の皆様からご意見をいただき、事務局で再度精査したものを今回議案として提出させていただいております。

34 から 40 ページまでが令和 8 年度エデュケーションかすが取組及び達成基準案です。

修正箇所は 1 箇所、36 ページになります。

またそのあと、41 ページから 42 ページに、令和 8 年度エデュケーションかすがのリーフレット案をつけております。

こちらのリーフレット案ですが、デザイン案になっておりまして、細かな掲載する内容については、各課で改めて精査いたします。

こちらがその項目だけになりまして、詳しい内容は、QRコードで飛ばせるようにしていきたいと思っております。

教育総務課からは、説明は以上です。

○山下学校教育課長

補足説明をさせていただきます。

2月2日の教育委員会の方でご意見いただきましたけど1ヶ所修正しております。

36ページです。

学校教育の充実のところ、小項目②の基礎学力の定着のところ、令和8年度の取り組みの達成基準の部分、安本委員からご質問いただきました。

そのとき記入しておりました文言を読み上げますと、『基礎基本の問題の正答率8割以上目標として、中3は12月、それ以外は2月に実施。当該学年の内容の積み残しを少しでも減らすために、実施後に復習週間を設置する』と記入しておりました。

これに対して安本委員からは、中3は12月でそれ以外というのはもう全学年ですかというご質問だったかと思えます。

全学年なんですけれども、ここの文言自体が整理できてなかったので一旦整理いたしました。

基礎基本の問題の正答率8割以上を目標とするのは、左側に記載しております、全国学力学習状況調査や福岡県学力調査と及び、いろいろな学力調査が並んでおりまして、ちょっとわかりにくい形になっておりましたので、今回、修正した分が市独自の学力調査についてはというはっきり主語をつけまして、基礎基本の問題の正答率8割以上を目標とし、というふうに整理させていただいたところ です。以上です。

○奥田教育委員

1ついいですか。34ページのコミュニティスクールの充実というところで、(1)の①、②ですね、小学校区や中学校区におけるコミュニティスクールの趣旨や取り組みへの理解、共有促進ってところで、私が保護者としても感じたのが、長女が小学校に入るときに、入学式のときにですね、コミュニティスクール春日市立春日北小学校というふうに言われて、コミュニティスクールとは何ぞやっていうのはすごく思った記憶があります。

おそらく今入学説明会なんかでも多分説明はされてると思うんですけど、おそらくですね、小学校に第一子が入るときにはかなり違和感があると思います。

未就学児から就学児になった瞬間に、いきなりこう地域がバーッと入ってきて、というのがあったので、私の個人的な考えなんですけど、未就学児、例えば保育園幼稚園の保護者会とかで、簡単な「コミュニティスクールってこういうことがあるんだよ」っていうのを、言っていくのはどうかなっていうのを感じたことがあったので、今発言させてもらいました。

ただコミュニティスクール自体の取り組みはすごくいいと思うので、これは春日市の財産だと思います。ぜひ広げていってほしいなと考えました。以上です。

○萩原地域教育課長

ありがとうございます。このエデュケーションかすかの文言自体には出てこないかもしれないですけど、この取り組みの中でどういうことができるかどうか、しっかり今後検討していきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○安本教育委員

パッと見た瞬間おっと思いましたが、がらっと変わったのですね。

ちょっと細かいですけど、一番裏にある、春日市はコミュニティスクール導入から20周年の節目を迎えましたって、いつから始めたっていうのを書いてあげると、こんなときから始まっているんだってのがわかるかなっていう。

ちょっと隙間があいてるんで、何年ぐらいですかね。

○萩原地域教育課長

平成17年です。

○安本教育委員

あと、根っここのところと茎のところ幼児期の終わりまでに育て欲しい姿イメージ、幼児期の終わりまでについていうのはちょっとしんどいかなっていうのが、何かこう、いわゆる、幼保小連携みたいなイメージで、何かこう文章にしてあげたほうがいいのかな、根っこから茎に上がって葉っぱに出てくるような、連続した文章にさせていただくと、繋がりがわかってくるのかなっていうのが感じたところです。パッと見て思いました。

あとちょっとじっくり見させていただきます。

○足達教育委員

全体としてわかりやすい親しみのあるリーフレットになったんじゃないかと思います。

今まで四角に区切られて固い感じがして、難しい内容に感じられていたのがちょっと平たくなったのかなというイメージがします。

最近もう、自治会などの広報もあんまり文字が多いと、皆さん読まない傾向にあるのでやっぱり視覚的にぱっととらえる方がいいのかなって思いました。

長い文章よりも、できるだけ短いほうがよろしいかと思うんで、先ほどおっしゃった幼保小連携の意味も込めて、ゼロ歳児健診とか3歳とか5歳とかあると思うんですけど、そういうところでも少しずつ配っていきけるような段階の、エデュケーション以前のリーフレットで、今、奥田委員が言われたような、春日市にはこういう地域の連携があるよ、というのをお知らせするようなものがあってもいいのかなと思いました。

これはあくまでも、小学校は地域連携してるよ、というのがわかっている人たちのためのコミュニティ・スクールの説明であるので、コミュニティ・スクールをまだ知らない世代の人たち、他都市から転入された方にもわかるような、コミュニティ・スクールとは何ぞやというところがもうちょっとわかるようなものを、もっとやさしいものって言ったらいいんでしょうかそういうのがあったらいいのかなあと思いました。

コミュニティ・スクールを知ってるから、それぞれの地域、学校、家庭でやることはこうなんだっていうのがわかるんですが、全く知らない人から見ると、学校で全部やるんじゃないのみたいなこと考えて、すべて教育は学校でするんじゃないのっていうふうに考える先入観もあると思うので、全然知らない人たち、地域で育てるっていうことがなかなか浸透してないと思うので、その辺がわかるようなものが、もう1つ簡単なものがあったらいいのになあと感じました。

○萩原地域教育課長

今のチラシのですね、最初のページの一番上にコミュニティ・スクールの概要をまとめた部分がありますけど、足立委員がおっしゃってることはよくわかります。

ここでなるべくコンパクトに表現してるつもりであるんですけど、なかなか難しいところがあって、理解させようとする長い文章になるし、簡単にするとわかりづらくなるという部分もあるんですね。

この資料だけでは、わかりづらいついていうご意見ですよ。

○武末教育部長

具体的に書くのか抽象的にざっくり書くのかのところちょっと難しいところで、人によってもそのとらえ方がいろいろですね。

○足達教育委員

やはり広報して直に説明補足しながら見ると一番よくわかる場所なんですよ。

○黒岩教育委員

私はある程度きちっと説明しないと内容はわからないと思うので、あんまり簡素にしすぎるのもどうかかっていう意見なんですよ。

それで先ほど言われたように、幼稚園とか、保育園とか、そんなところでちょっと説明、それこそ幼保小連携ならばね、そういうところで春日市全体の教育のあり方、コミュニティ・スクールをしているんだって、みんなで育てているんだという、内容を説明する機会を設けたりですね、就学前健診がありますよね。その時に話をする機会があると思うんですね、学校でも。

だからそういう機会に話をしていくとか、そうじゃないと、どっちにしろ読む人は読むし、とにかく宣伝というか、浸透させるためには、何回も機会を見つけては宣伝するというようなことをしないと浸透していかないんじゃないかなって感じがします。

○武末教育部長

幼保小連携の機会についてはどこかで説明する機会がないかというのを探っていきたいと思っています。ありがとうございます。

○扇教育長

10のところですよ。これの下の部分で、例えば健康な心と体が、0歳児ではハイハイをして、1歳児のときはこういう姿、とかいうのが出てくると、家庭でも親がその辺を注意してみなきゃいけないんだなっていうのが、わかりやすいのができればですね、一体化すると思う。

そこはまた部を跨いで協議したいなと思っています。

自画自賛ですけど、おそらく関東以西ではこんなのはあんまりない。

秋田とかの方は結構あるんですよ。

九州はどっちかと言ったらぎちぎち書いてあるのが多い。

では、第18号議案 令和8年度エデュケーションかすがの作成について、採決入ってよろしいでしょうか。

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

期待を込めて、全員賛成でございます。

よって第18号議案 令和8年度エデュケーションかすがの作成について、全員賛成をもって可決いたしました。

【3 報告事項】

(1)教育長報告

○扇教育長

まずは教育長報告ですが2点ございます。

1つは、やはり相変わらずインフルエンザの流行期、少し下火になったかなと思うとまた繰り返すと言う形で、1つ心配なのは来週の中日ごろに春日南中学校が関西の方に修学旅行に行く、これが最後です。ですので春日南中学校は2年生全部オンライン授業に切り換えて、外を出歩かないように、部活動も全部中止して、とにかく全員列車に乗り込もうと。ちょっと危機感を持って対応しているようです。

あと昨年から始まったんですけども教職員の人事異動の内示日がですね、3月6日。今年も、大体2週間以上前に始まります。

中学で言えば、教科によっては1~2名足りない。小学校だったら担任が足りないという状況にあります。私の方からはその2点です。

他にございませんか。

○安本教育委員

入学式の告示はもう来月渡すような形になるわけですかね。
教育委員会議は3月25日ですよ。

○濱田教育総務課長

内容についてはもう印刷したもので、実際に教育委員さんの方たちにお読みいただくことはない形になります。割愛させていただこうということになりまして、挨拶だけ長くなるのも、という事で。先にご説明させていただきます。

○扇教育長

綴じ込むんですね。

市長と教育長が、それぞれ行ったところで読み上げる形です。

出席をしていただいて、しっかり子どもたちと教職員を見ておいてください。

(4) 主要行事報告

【第4 調整事項】

(1) 3月定例教育委員会議の日程について

令和8年3月25日(水) 午前8時45分 決定

(2) 3月教育委員懇談会の日程について

令和8年3月25日(水) 午前9時15分 決定

○扇教育長

以上で本日の教育委員会は閉会いたします。

午前11時00分閉会